

政令第三百七号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行

期日を定める政令

内閣は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日は、令和四年九月二十日とする。